

浄化槽を設置されている皆さんへ

■ 1. 浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則及び富山市浄化槽法施行規則が改正

改正の経緯

浄化槽法の一部を改正する法律が、平成18年2月1日より施行されています。

目的として、「公共用水域の水質の保全」が加えられ、浄化槽による処理対象が「し尿等」から「し尿及び雑排水」に改められました。

法の改正に伴ない、環境省関係浄化槽法施行規則、並びに富山市浄化槽法施行規則も改正され、平成18年2月1日から施行されています。

おもな改正点

①第7条検査(設置後等の水質検査)の検査時期について

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間

②法定検査の実施の確保

法定検査を実施しない者に対する指導・助言、勧告、命令といった指導勧告を、富山市保健所長が行える。

③浄化槽の使用廃止の届出の義務付け

浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を富山市保健所長に届出なければならない。

④罰則

法定検査を受検しないものに対する命令に違反したもの及び、浄化槽の廃止届出をせず、または虚偽の届出をしたものについて所要の罰則を設ける。

■ 2. 浄化槽法による維持管理等基準

浄化槽は槽内に住んでいる微生物(バクテリア)の働きで汚水が浄化されるため、維持管理がとても重要です。法律で義務づけられている維持管理(表の①～③)を行ってください。

	維持管理	内容	回数	実施者
浄化槽設置者の義務	①保守点検	装置や機械の調整、修理、消毒剤補充及び清掃時期の判定をします。	4ヶ月に1回以上 (処理方式により違うので確認してください)	浄化槽保守点検業者(業者に委託)
	②清掃	浄化槽内の汚泥などの引き抜き、及び機器類の洗浄を行います。	年1回以上(全ぱっき型は半年に1回)	浄化槽清掃業者(業者に依頼)
	③法定検査	水質検査、外観検査(稼働状況、水の流れ方など)等浄化槽の健康診断です。	年1回(使用開始後は3ヶ月後から5ヶ月間、その後は年1回受検)	指定検査機関(社)富山県浄化槽協会(受検依頼書で依頼)

■ 3. 維持管理の豆知識

浄化槽保守点検業者

現在富山市では、約60社（者）が登録されています。実際の保守点検は浄化槽管理士という国の免許をもった人が行います。

浄化槽清掃業者

各市町村で許可しています。富山市では9社あります。詳しくは富山市保健所や浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。

指定検査機関

浄化槽法で規定された検査（7条検査、11条検査とっています。）を行うために、実施機関を知事が指定しています。富山県では（社）富山県浄化槽協会（電話：076-421-1208）が指定をうけています。

Q：保守点検と法定検査の違いは？

A：車に例えると「保守点検、清掃」は6ヶ月点検や修理、また「法定検査」は車検のようなものです。法定検査では水質検査等を行い、最終的に浄化槽の機能が適正に確保されているかを判定します。

Q：法定検査は必ず受ける必要がありますか？

A：必ず受ける必要があります。適正に管理されているか、知事が指定した指定検査機関の検査員が調査・判定し、浄化槽の設置者や保守点検業者に助言を行います。また、検査結果は富山市保健所へ送付されます。

Q：維持管理は保守点検業者さんにまかせっきりでいいですか？

A：必ず面談か電話で点検内容や薬剤の補充、浄化槽の状態等の説明を受けてください。

Q：浄化槽についての問い合わせや相談はどこに？

A：富山市保健所生活衛生課 電話076-428-1154
（社）富山県浄化槽協会 電話076-421-1208

—お問い合わせ—

福祉保健部 富山市保健所 生活衛生課

TEL 076-428-1154 E-mail : hokenjyoeise-01@city.toyama.lg.jp